

第 41 回全国豊かな海づくり大会兵庫大会 ～御食国ひょうご～ 協賛行事募集要領

1 趣旨

令和 4 年に開催される「第 41 回全国豊かな海づくり大会兵庫大会～御食国ひょうご～」(以下、「大会」という。)を県民に広く周知するとともに、開催に向けた機運醸成を図ることを目的として、大会の基本理念に賛同する協賛行事を募集するにあたり、必要な事項を定める。

2 対象となる行事

(1) 開催期間

令和 4 年秋の大会開催日までの間

(2) 開催場所

原則として兵庫県内

(3) 主催者

水産業関係団体、企業、特定非営利活動法人、学校、ボランティアグループ等の任意団体、国、地方公共団体 等

(4) 対象となる行事の種類

大会の基本理念に賛同して行われるイベント、セミナー、シンポジウム、活動等。

【基本理念】

豊かな海づくりに向けた兵庫の取組を積極的に発信し、全国各地との交流を深めつつ、本県が目指す豊かな海の創出に向け、その取組を一層確実なものにするとともに、海の恵みを将来に亘り享受できる社会の実現を目指します。また、県内各地で水揚げされる水産物をはじめ、本県の多彩な魅力を広くアピールし、水産業の振興と地域の活性化を図ります。

<対象行事の例>

ア イベント、セミナー、シンポジウム等

- ・ 県内農畜水産物の消費拡大や、海や河川、水生生物に親しむことや水域環境保全を目的としたイベント等
- ・ 資源保護、環境保全、海洋環境、食などをテーマとしたセミナー等

イ 種苗放流活動

海、河川、湖沼において実施する種苗放流活動等

ウ 環境保全活動

海、河川、湖沼の環境保全を目的に実施される清掃活動等

エ 森づくり活動

森・川・海の自然の循環について理解を深めることなどを目的に実施される森づくり活動等

オ 水産業振興に資する活動

3 登録の制限

以下の項目に該当すると認める場合は、記念行事として登録しないものとする。

- (1) 大会の品位を傷つけ、又は理解の妨げとなるもの。
- (2) 営利を主たる目的とするもの。
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (3) 政治的目的又は宗教的目的を有するもの。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が支配し、若しくは関与し、又はそのおそれがあると認められるもの。
- (5) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするもの。
- (6) その他、実行委員会が登録することを不相当と認めるもの。

4 登録申請

主催者は、当該行事が開催される日の10日前までに「登録申請書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、行事の概要が分かる資料を添付し、第41回全国豊かな海づくり大会兵庫県実行委員会事務局（以下、「実行委員会事務局」という。）まで提出する。

5 登録

- (1) 実行委員会が、当該行事を協賛行事として登録すると認める場合は、「登録通知書」（様式第2号）により主催者に通知する。
- (2) 登録された行事については、以下の特典を付与する。
 - ① 大会テーマ、大会キャラクター、大会ロゴマークの使用（ただし、大会キャラクター、大会ロゴマークの使用にあたっては、事前に実行委員会事務局に図案等を提示し承諾を得ること）
 - ② 当該行事のポスター、チラシ等への協賛行事の表示
 - ③ 全国豊かな海づくり大会ホームページ上での行事情報等の掲載
 - ④ 大会ノベルティグッズの提供
 - ⑤ 大会「横断幕」、「のぼり旗」の貸し出し
 - ⑥ 大会終了後に発行する大会記念誌への行事情報等の掲載

<注意事項>

- ア ノベルティグッズの提供品・数は事前に実行委員会事務局と協議し、決定することとする。
 - イ 横断幕、のぼり旗の運搬に要する経費は主催者の負担とする。
 - ウ 横断幕、のぼり旗の貸し出しは先着順とする。
- (3) 当該行事に上記3に該当する事項があると認められる場合は、登録を取り消す。

6 実績報告

主催者は、行事終了後 1 ヶ月以内に「実績報告書」（様式第 3 号）に必要事項を記入のうえ、実行委員会事務局に提出する。

7 その他

- (1) 協賛行事の内容、日程等を変更する場合は直ちに実行委員会事務局に連絡する。
- (2) 協賛行事に要する経費はすべて主催者の負担とする。

8 問い合わせ・提出先

第 41 回全国豊かな海づくり大会兵庫県実行委員会事務局

（兵庫県農林水産部全国豊かな海づくり大会企画課内）担当 山口

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL : 078-341-7711 (4185)

FAX : 078-362-4023

E-mail : Mizuki_Yamaguchi@pref.hyogo.lg.jp

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

